# [事案 2021-217] 新契約取消請求

• 令和 4 年 6 月 23 日 和解成立

#### <事案の概要>

募集人の説明不足により契約内容を誤信したことを理由に、契約の取消しを求めて申立ての あったもの。

## <申立人の主張>

平成30年2月に契約し、令和3年7月に解約した変額保険について、以下等の理由により、 契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)契約前に、途中で保険料を減額できるか募集人に質問したが、「いつでもできる」と答える だけで、減額した際にも解約控除がかかるという説明はなかったため、いつでも不利益な く保険料を減額できると誤信した。
- (2)減額を希望した際にも、募集人は、減額に伴う手数料はかからないと回答している。
- (3) 契約締結後 10 年未満の減額には解約控除がかかることを指摘したところ、募集人は自身の説明不足を認め謝罪した。
- (4)解約控除がかかることの説明があれば、保険料を月5万円には設定しなかった。

#### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレット、設計書、契約締結前交付書面を用いて、契約から 10 年未満の解約、減額、払済保険への変更時には解約控除がかかることを説明している。
- (2) 申立人も、契約から 10 年未満の解約時や払済保険への変更時に解約控除がかかることを 理解しており、募集人はその旨の説明をしたと考えられ、減額時に限って解約控除の説明 をしないということは考えにくい。
- (3)募集人は、知人から申立人を紹介されたことから、知人との今後の関係性を懸念して申立人に謝罪した。

## <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解 を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

### 2. 裁定結果

上記手続の結果、契約を取り消すべき事情は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、減額時に解約控除がかかることについて、十分に理解せずに申込みを行ったことが窺われる。
- (2)保険会社が募集時に使用する書面において、10年未満の解約時にかかる控除は「解約控除」と呼ばれており、その字面から、10年未満の減額時にも解約控除がかかることを理解することは難しいと思われる。
- (3)募集人も謝罪して認めているとおり、解約控除の説明時に、一般的な説明にとどまらず、減額したケースにも言及し、具体的な説明が丁寧になされていれば、紛争を未然に防ぐこ

とができたと思われる。